

令和2年度 第2回 橋本市人権尊重の社会づくり審議会	
開催日時	令和2年6月18日(木) 午後2時00分～午後3時40分
開催場所	橋本市教育文化会館3階第3研修室
会議次第	1. 開会 2. 議事 議題(1) 人権施策基本方針改訂案(素案)について…資料 議題(2) その他 3. その他 次回審議会の議事(予定)と開催日時について 4. 閉会
出席委員	木浦憲一委員、薦田哲委員、津本光代委員、中尾悦子委員、野口政弘委員、萩原弥生委員、松本祐代委員、丸山哲也委員、村田溥積委員、和田照子委員(※50音順)
配布資料	・資料1 人権施策基本方針改訂案(素案) ・資料2 追加及び差替資料
内 容	
	1 開会 会長より挨拶。 事務局より資料の確認について。
事務局	(審議会の成立について) 本日は委員15名のうち5名の方が欠席、出席者は10名。過半数に達しており審議会は成立していることを報告。 「橋本市人権尊重の社会づくり審議会の公開及び傍聴に関する要領」により、今回の議事について非公開か公開か、決定して頂いて宜しいでしょうか。
会長	この議事について、公開でよろしいでしょうか。
各委員	はい。
会長	それでは公開をお願いします。本日の傍聴者はありますか。
事務局	本日の傍聴はありません。議事録はホームページに掲載します。 また、議事録署名委員について、お諮りいただけますか。
会長	では、和田委員と薦田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいですか。
両委員	はい。
事務局	ありがとうございます。 それでは議事進行について、会長宜しくをお願いします。
会長	2 議事 議題(1) さっそく議事ですが、まず議題の1として、この人権施策の基本方針の改定案(素案)について、資料をお配りしていますが、今回修正した部分について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、人権施策基本方針改訂案の素案を、事前にお配りしています。その中の修正及び追加させていただいた箇所について、簡単にご説明をさせていただきます。前回の審議会までにご指摘があった内容を基に、今回、主に次の点を修正させて頂

	<p>いています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別の人権については、1つの人権につき、出来るだけ見開き2ページに収まるようにした。 ・法律や条約については、文中では略称で記載し、出来るだけ読みやすくした。正式名称については、巻末の一覧表にて記載するようにした。 ・市民意識調査の結果を挿入しながら、調査結果と連動した記載内容にした。 ・余白があるページについては、コラムという形で記事を挿入することで、目先を変えた形での情報発信を追加した。 ・感染症及び難病患者の人権では、感染症と難病患者を分けて記述し、分かりやすく整理した。 ・コロナウイルス関連の文言や記述を、必要な箇所に幾つか追加した。 ・巻末の用語の解説について、新たな情報を追加・整理した。 ・人権関連の年表について、和歌山県の人権施策基本方針の年表を参考に、巻末で整理記載した。 ・橋本市男女共同参画推進条例の条文を、巻末の資料に追加した。 <p>そして、事前にお配りした素案の資料に、本日さらに差し替え（追加）をお願いしたい資料が、次の6点あります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「方針改訂の趣旨」に記述を追加 ・「高齢者の人権」にコラムを追加 ・「犯罪被害者および家族の人権」に記述を追加 ・その他の人権の項に、「北朝鮮当局による人権侵害問題」の記述を追加 ・庁内推進体制の項に、「差別事件取組フロー図」を追加 ・巻末の資料に、「審議会における改訂版策定の経過」を追加
会長	今の説明と資料の内容について、ご審議を賜ります。ご意見のある方どうぞ。
委員	年表のところで訂正をお願いしたいのですが、年表の一番最初、大正11年(1946年)「水平社宣言」とありますけれども、これは1922年の間違いだと思いますので、訂正をお願いします。
事務局	間違いですので、訂正します。
委員	それから、この年表を見させてもらって、最初の「水平社宣言」の前に、「解放令」をなぜ入れていないのかを教えてくださいたいのです。江戸時代までは法的には差別しないといけない、一緒に生活したらいけない、一緒に居住したらいけないということで法的に定められたもの、色々な人権を侵害する事項で法的に定められていたものがあって、民衆の力でこれでは駄目なんだというものをずっと高めて行って、初めて「解放令」というものが出来たと思うのです。ですからこれをなぜ最初に入れなかったのかということです。それからその「解放令」が出た50年後に、「水平社宣言」が出ますが、これも大事だと思います。その後、昭和40年ごろに「同和対策事業特別措置法」が出来、それで今また平成28年に「部落差別解消推進法」が出来ました。逆から言えばなぜ今、「部落差別解消推進法」が出来たのかと

	<p>ということです。「同対法」では差別がなくならなかった、未だに差別が残っているから、これが出来たという流れだと思うのです。ですから、念入りに書くのであれば、最初に「解放令」も載せるべきではないかと思います。</p>
会長	<p>どこの資料を見ても、割と「解放令」は年表に出ていないと思いますが。</p>
委員	<p>でも、大きな出来事だと思います。</p>
会長	<p>エタ、非人を置いたままで、「解放令」で士農工商だけを改正して、その後、皆一緒にと行って、お前たちも新平民だと言った。そして戸籍に新平民とか旧エタとか書いて、そして今、国会答弁では、だから新平民と言ったでしょと。つまり、差別していないではないかと言うと、それこそが差別だということです。壬申戸籍が最終的に和歌山で昭和41年に無くなっていくのですが、「水平社宣言」を含めてその前の部分は、統一的な流れには乗ってはいない。皆ポツポツと、個別にあるような感じですが。しかし流れの中では、これでは具合が悪いということで次に繋がって行く訳なので。それはもちろん、差別が残っていて、更にその差別を解消するためにやっていったはずですが、その流れみたいなものは無いですよ。これ全部間違いでしょうね。</p>
委員	<p>おっしゃるとおりで、「解放令」が省かれる理由はないと、私は思います。他方で、議長がおっしゃった士農工商の廃止、これはもう基本的に重要なことで、これは入れるべきではないかと思っています。「解放令」だけではちょっとどうかと思います。もともとの部落制度が、明治維新で問題にされた。そしてエタ、非人というのが指摘されて、それでは不十分だということで、「解放令」が出た。2段階になっていると。これをもっと考えないと駄目だということで「水平社宣言」が出て来るとい流れは、大きな理解があると思います。その前提が今おっしゃった「士農工商の廃止」と「解放令」。「解放令」もそういう言葉ではないのですが、通常一般の言葉として「解放令」というのがあった。そういう形で、年表としては入れるべきではないかと。法令が出来なければ、十分には改善されない。これがほとんどの差別の実態だと思います。だから言い出すときりがないので、とりあえず「解放令」と「士農工商の廃止」は入れてみるとか。身分制度をやめたということに、あえて触れるのがいいと思っています。これとの絡みで、法的根拠に関してですが、本文中にも「解放令」についての説明があって、基本的には宜しいのですが、巻末の「解放令」の用語説明の文章を見ると、法的根拠を廃止したとありますが、私は江戸時代の法令の中で、エタ、非人の差別を根拠づける法律はちょっと知らないです。基本的にはそれ自体が少なくとも室町時代からありまして、それが法的根拠に基づいて差別がされていたというふうには、私は理解をしていません。私が日本の法令を調べる限りではそういう法令は無く、事実上の制度としてあった。特にエタ、非人に関しては、弾左衛門とか、そういう特殊な地位を認める法令はありますが、それ以外で、差別をする法令を私は知りません。もしあったら教えてください。今のは用語解説の中の「解放令」の関係です。これで法的根拠が無くなりましたという言い方はちょっと引かかるので、違う表現が良いかも知れないです。これでも良いかなとも思いますが、ちょっと言い過ぎかなとも思います。</p>
事務局	<p>有難うございます。もう一度確認をさせて頂いて宜しいですか。今、幾つかご意</p>

	<p>見を頂きましたが、「解放令」を、この年表に入れたらどうか、更に「士農工商の廃止」も年表に入れたらどうかというご意見で宜しいでしょうか。今の事務局案は、県が出している基本方針にある年表を参考にさせてもらっています。県の年表をもとに、そこに「水平社宣言」を追加した形にしています。もし更に遡って、「士農工商の廃止」、あるいは「解放令」の明治初期の頃にまで遡ると、この関係だけ遡るのがどうなのかという点が少し気にはなります。もしそこまで遡るのであれば、他の国際状況や県内状況も、時期を合わせた形の追加項目も必要になってくるのかなという気はします。一応、「解放令」の話については、同和問題の分野別の人権の本文中にその話を掲載させて頂いてはいます。併せて、用語の解説のところ、「解放令」についての説明を掲載させてもらっています。ちょっと不十分ではないかという話はありませんが。最終的にその年表に入れた方が良いのかどうかは、審議会のご意見を頂いて、決めさせて頂くということでどうでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>皆さん、いかがでしょうか。人権関係の年表は、水平社運動から始まって書かれているということで、大正11年の「水平社宣言」から記載しています。「解放令」については、本文の中に「1871年の解放令以後も取り残され」ということで書かれています。それが水平社運動に繋がるということで、本文では出て来るのですが。その本文の中の「解放令」という言葉の説明は、後ろの年表で説明を入れるということですね。今の事務局からお話があったように、それを年表に載せるとなると、他の人権の関係の出来事も全部調べていく必要があるのではないかと考えていますが、いかが取り扱いますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>失礼な発言になるかもしれませんが、水平社運動って一体何でしょうかということで、この年表に載せても、把握している人としていない人とは理解度に凄く差があると思うのです。ここに来られている委員の中でも、水平社運動についての理解度に差があると思います。新たに部落差別解消推進法がなぜ出来たかということも、私たちの中でも理解がまちまちだと思います。水平社運動からなぜ始まらないといけないのか。あるいは明治4年の「解放令」は、士農工商が終わりましたよ、エタ、非人も無くしますよということで出されたと思うのですが。それはなぜ出来たかという、江戸時代の士農工商を無くす、エタ、非人を無くすということで、「解放令」が出されたのです。しかし、現実には解消されずに残ったままで変わらず来たので、全国に散っている部落の人々が、これではいけないということで、自分たちで運動を引き起こそうと、全国に呼びかけようということで、水平社が出来た。その一番の大会として、京都の岡崎公会堂で、14歳の少年が全部落の人たちに立ち上がろうと呼びかけた。そこから水平社運動というか、平等にやって欲しいという声をあげた。黙ってはいけないということで、声高に運動をして行った。そんなふうに私は把握をしているのですけれども。だからなぜ一番トップに水平社運動が出てくるのか。では、その前の「士農工商の廃止」の時に、あるいは「解放令」の時に、そういうものを出したにもかかわらず、50年経っても全く変わらなかったということです。だから後に次々と対策法が出来てきたのではないかという流れを、しっかりと押さえるのが本来の年表ではないのかと思いました。失礼なことを言ってすみません。</p>

会長	<p>それで分かって頂いたと思いますが、水平社運動というのは一つの画期的な人権宣言だったと思いますが、結局その水平社運動を起こすに至った前には、「解放令」の時代があって、それが全体として無くすところまでいかなかったものだから、シビレを切らした形で立ち上がる。立ち上がったけれども、最終的には水平社運動は、おそらく軍部の力で消されていって、戦後はその水平社運動を横目で見ながら、差別を無くすためには、差別の当事者だけではなく、全ての人間がやらないといけないということで、それを頭に置きながら県民みんなの同和運動という言葉を書き出して、そして責善教育というものに入っていったということです。ですが、流れの中になくて、水平社運動という言葉だけが、ポツと出てきているということです。そのもどかしさのようなものは確かにありますね。言葉にしても、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と言っても、もうそれすら消えて無くなっていくということですから。</p>
委員	<p>皆さん、反対意見があるなら反対意見を出して頂いたらと思います。</p>
会長	<p>今の年表では水平社運動から書かれていますが。そこから以前に遡って年表を付け加えるかどうかという意見については、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>今、委員が言われたように、1922年の「水平社宣言」までの間に、江戸幕府から明治政府に変わった時の「解放令」というのが一番元になりますという話で、新平民の形での政策があったけれども、その部分が実際に問題の解決になっていなかったということで、やはり「解放令」の項目を1行付け加えて頂くのが良いと思います。</p>
会長	<p>他の委員はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>時間の都合もありますので、早い目にこの結論を出して頂けたらと思います。この素案の他の部分についての議論がなければ、これに時間をかけることができますが、他の部分の訂正が必要な箇所も相当多いと思います。まだその議論が全然出来ていません。ですから、「解放令」を入れるのかどうか、出来るだけ早く判断して頂けたらと思います。</p>
会長	<p>いかがですか。皆さんで意見を出して頂いて、それで結論を出して次に進めたいということですが。</p>
事務局	<p>事務局でその辺をもう少し精査させてもらって、次回の資料で再度ご提案をさせていただきますようにします。</p>
会長	<p>それでは、今のところ年表について、明治まで遡ってはどうかとの意見があったということをお願いします。おそらく水平社運動というのがいきなり出てくるような感じがするという事です。しかしそうではなく、耐えて、耐えて、耐えかねた部分が、運動という形で出てきたという経過があるということです。明治のこの解放運動は、和歌山県の年表でも扱われていないということですので、もう一度、事務局の方で考えて頂くということにします。それでは他の部分で、何かございましたらどうぞ。</p>
委員	<p>第1章の3「わが国における人権確立の教訓」の一番最後ですけれども、「オンライン授業の環境整備等が、一層進むことも見込まれますが」とあるのですが、既に国の方から助成金をもらって、オンラインの整備が進んでおりますので、進むことが見込まれますというよりも、進んでいるとはっきりと書いた方が良いのではないかと</p>

	なと思いました。
会長	事務局、いかがでしょうか。
事務局	もうちょっと言葉の表現を見直したいと思います。ありがとうございます。
会長	他にございませんか。
委員	前回、私が提案させて頂いたことですが、第2章「相談窓口の充実」の部分ですが、「家庭内での人権侵害の問題や、男女の固定的役割分担意識から生じる問題（女性が無意識的にある子供たちの影響、家庭の在り方）」という箇所の言葉の意味がちょっと分からないのですが。どういう意味で書かれたのかなって思いますので、解説をお願いしたいです。
委員	私も同感です。
事務局	以前、委員の方からこの部分を修正して欲しいということだったので、修正をしました。もしかすると聴き取り間違いをしたのかなと思うのですが。固定的役割分担意識から生じる問題というのは、女性は家事であったり、子どもの世話であったりとかで、一方で男性は仕事といった役割分担意識という問題が、それは女性が無意識的にそうイメージをして、そのイメージで子どもに接するため、子どももその役割分担を意識して成長していくという意味での影響があるという考え方で、書かせてもらったつもりなのですが。確かに分かりづらいと思いますので、宜しければもう少し良い表現を教えてくださいと思います。
委員	ちょっといいですか。ここで分かりきったことという前提で、固定的役割分担意識というのがありますが、この言葉自体、それほど一般的に通用しているのかなと思いました。もし宜しければこれを用語解説にするのか、そこまでやると大げさなのか知りませんが、この固定的役割分担意識というのが、今おっしゃったような、女性は家事、育児、あるいはその他と、それだけが具体的に書かれていて、男性は外で仕事をするという、そこには今どういう問題が起こっているか。つまり私は、男性も女性も家事を分担することが当たり前、仕事も同時にする。そういうふうに、この固定的役割分担意識とは一体何かというのを明確にしてはどうか。子どもが楽しいことを帳消しにしている訳でなく、最近の若者には、そんな意識はあまりないと思います。だから逆にそこら辺の考え方も、集落に住んでいると結構そういう意識が高いですが、必ずしもそれが一般的ということではないと思うので、そこは明確にして頂いたらと思います。その上でカッコ内の部分は、その固定的役割分担意識というのはどういうもので、今どういう問題を引き起こしているかということ、カッコ内で書いて頂く方が分かりやすいと考えます。
会長	ただ、和歌山県内の農山漁村、田舎へ行きますと、やっぱり性的役割分担がそのまま出てきて、根強いものがあるので、それをどう良くしていくかは、一過性のもものとして、時が経てば次の子どもたちの時代で無くなると言うべきか、それとも子どもたちがそんなことまで、それもお爺さんやお婆さんの考え方が残っていくのかということなのか。現実に農村などに行くと、若い2人が、例えばミカン農家で働いている時に、妻を労働力として必要として、そうすると夜更けまで2人で頑張ってきて、家に戻ると妻だけが家事や育児で働いて、男は酒を飲んで終りと。それを止めていこうという運動に変えて、それをやってみた。1か月ほどして上手くいっ

	<p>たのかな思い、若い連中の所へ行ってみると、そのやり方がもう壊れてしまっていると。何故かという、お婆ちゃんが「私は昔から全部働きながら子育てもしてきたよ」と、こう言ったために、その話も終わりになってしまったと。そういう事が現実の問題としてあるものだから。それを今言っているように一過性で、もう終わっているよと見るのか。そんな問題が今もなお、あるということです。</p>
事務局	<p>それでは、ご指摘がありました様に、固定的役割分担意識という文言についてコラムであったり、用語の説明等で説明をさせて頂いて、特に無意識的にあるという言葉も、ちょっと分かり難いと思いますので、また女性だけが子どもへ影響を与えるという訳ではないというのもあるので、別の形で、もうちょっと具体的に書かせてもらおうということで宜しいですか。</p>
会長	<p>はい、それで宜しいですか。それで一歩前に進んだということになると思います。他にございませんか。</p>
委員	<p>私は気になるところが無数にあるので、それを全部述べるには体力が持たないと思うので、ほんの一部だけを取り上げたいと思います。まず第3章の1の「分野が特定しえない一般的な人権課題」の中で、「公権力と人権」というのを取り上げているのですが、公権力と見えている人権侵害というのは実は必要なのです、これこそ基礎なのです。ですから一般的なという言い方がちょっとどうかと思います。</p> <p>そして次の「環境と人権」で、産業公害と都市公害という言葉がありますが、これは70年代に流行った言葉使いだと思います。今こういう解説はないと思います。既書いてしまっているから、まあいいかなと思いつつも、なぜ公害が問題になったのか。4大公害がありますように、健康侵害、身体侵害、ものすごくひどい健康被害などあります。それで公害被害が大きく取り上げられて人権侵害ということで、4大公害とかが問題となっています。更に今問題になっている環境問題はもう少し広いですが、とりあえずこれはこのような流れで良いかなと思うのですが、ちょっと言葉で言えば、環境問題のところの2行目の「生態系気候変動」という言葉は、あまり使わないのではないかと思います。気候変動はありますが、生態系に影響を与える気候変動、生態系に関わる気候変動などはないです。だからこういう言葉使いは、私は長年、気候変動の問題に関わってきましたけど、あまり聞いたことの無い用語です。これもちょっと注意して欲しいなと。</p> <p>次は「情報と人権」のところ、「人が一生のうちに取得した全ての事項についての記録」とありますが、こういう言い方で個人情報定義したのを、私は初めて見ました。個人情報保護法はきちんと定義しています。こういうのは危うい、甘い定義だと思います。ちょっと検討して下さい。</p> <p>次に「その他の新しい人権」で、新しいとなっていますが全部、昔からの人権です。だから知的財産権という用語、確かに知的財産基本法というのは2002年ですかね。ただ著作権というのは、そのずっと前から、あるいは明治時代からあるのです。知的財産という用語を使い出したのは、戦後だと思いますが、新しい人権として取り上げられている趣旨がよく分かりません。</p> <p>次の自己決定権のところ、2行目の「日本国憲法に保証されている」の保障は、障がいの障ですね。あとは、若干新しいかも知れませんが、例えば尊厳死というの</p>

は、私は尊厳死協会の代表と四半世紀前に何回か会談しているのですが、その時でも4万人くらい会員がいました。今はものすごい数だと思います。それから25年経って、「新しい人権」というのは、私はどうかなという気がします。

知る権利に関しても、確かに広く知られてはいなかったのかもしれませんが、知る権利の問題も遅くとも70年代から議論しているのですね。確かに情報公開法自体は2001年ですけれども、それ以前から知る権利を理由に色々な問題が起こっています。だから「新しい人権」という表現の仕方、これはちょっと注意が必要かなと。どちらかと言うと、最近のセクハラとかパラハラ、あるいはジェンダーの問題とか、そちらの方がむしろ新しい人権として使われている。新しい感染の問題も取り上げられていますが、こういう形で取り上げられるのなら分かるのですが。割と確立しているそういう権利を新しい人権と呼ぶのは、どうかなという気がしています。

女性の人権に関しては、先ほど指摘しましたように、固定的性別役割分担意識についての何か説明があれば宜しいかなと思っています。高齢者の人権のところでは「バリアフリー新法」が取り上げられていて、「自立した日常生活及び社会生活を確保するため」となっていますが、あくまで公共性のある建物が対象であって、一般的にはバリアフリーというものはないので。だからここにポンと入れてしまうのは、ちょっと限定付きにする等しないと分からなくなってしまう。色々な分野のバリアフリーを考えているという表現になっています。入れること自体は別に良いのですが、まるで色々な社会生活を確保するのに有効な法みたいな形になるのは、ちょっと気になります。また、その前のところで「高齢者がお金のかかる社会参加を敬遠する」という表現がありますが、確かにあるとは思いますが、この点もちょっと気になります。資金力の低下とか、あるいは家庭内の虐待とか、そういうことに高齢者が自由に動けなくなる原因があるのかなと。この後のところで、虐待の問題等が出てきますが、虐待について必ずしも的確に取り上げられていないように思います。高齢者虐待の問題については、色々な福祉制度があるわけで、具体的に橋本市も頑張っていると思うので、その部分はすごく大事だと思っています。地域包括支援センターが設けられていますので、この機能をもう少し宣伝して欲しいです。バリアフリー新法より、むしろ地域包括支援センターの方が身近な問題だと思います。これは分かっておられない方が多いと思うので、その機能をもう少し丁寧に説明した方が良いと思います。次のページの取組の方針のところでは、「社会的な援護・支援を必要とする高齢者」という表現があって、これは要支援とか要介護のことを言っているのか、ちょっと分かりにくいです。要介護、要支援という制度面の説明の方が分かりやすいと思います。

次のページの障がい者の人権のところでは、平成19年(2007年)に障害者権利条約に署名したということだけで良いと思います。2012年の障害者虐待防止法の施行が書かれていますが、ここで重要なのが、障害者基本法の改正がこの署名した後、2013年12月に成立して、それで批准になっているのです。条約と批准との関係は、流れとしては重要だと考えています。最初は署名で終わっていて、どうやって批准をしていたかという、日本の法整備が不十分なので、署名もちょっと遅れ

ています。法律が出来るまでの間、批准も出来ないで、法律を作って初めて批准が出来ているのです。この流れが大事ななと思っています。

次に、外国人の人権のところ、2段目に「世界においては、国際連合が人権尊重の最も大きな関心事の一つであり」とありますが、この文章の意味が良く分かりません。と言うのは、国連憲章で人権に関わる規定があるのですが、もともと国連というのは平和というものが大きな関心事なので、それについて長々と書かれています。その後差別をなくすという規定があります。ですから、国連の位置づけが、少し中途半端な取り上げ方をされている印象があります。国連憲章とか国連の人権宣言とか、国連が人権に与える役割はものすごく大事だから、こういう取り上げ方をするのは別におかしくはないと思うのですが。一方で今、戦争と平和というのが常に問題になっているので、それを国連が中心でやって、それとの絡みで述べるなら分かりやすいのですが。可能なら表現をちょっと検討して欲しいです。何故こういうことを色々言うかという、外国人の人権について、はっきり言えば私は国連の憲章や人権宣言は当たってないと思います。そういう国連憲章を取り上げるなら、もうちょっと違う表現の仕方を取り上げる方が良いと思います。それと中段のところ、「在日韓国・朝鮮人に対する人権侵害」というのがあって、これはものすごく大きな問題で、とりわけ戦後はこの問題が非常に大きいと、私は思っています。現在でも大きな問題として取り上げるべきだと思っていますが、これを外国人の人権として一括りにしてしまうと、他方で色々な国から来られる外国人の問題が見えなくなると思います。どこまで書くかということもあるので、例えば橋本市ではどうなのか。私には良く分かりませんが、在日韓国人だけの問題を取り上げるのが良いのかどうか、ちょっと検討して頂きたいと思います。それと次のページの取組の方針のところ「ユニバーサルデザインに配慮すると共に」と書いてありますが、このユニバーサルデザインというのは、障がい者に対する配慮をしたデザインですよ。これを外国人の人権のところに取り上げるのはどうなのか。もちろん外国人にとっても優しいということではあるけども、少し違和感があります。ですからユニバーサルデザインをここで取り上げるのは、避けた方が良いと思います。工夫して入れるなら良いが、そうでないと誤解を招くような気がします。

次に、ハラスメントについて書いているページで、「職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」というのがコラムにあります。最近の一番の話題であるバラハラが取り上げられているのは、素晴らしいなと思っていますが、その前に「パワー・ハラスメントは明確な定義はないものの」という指摘がありますが、そのために、実際にバラハラがいっぱい世の中で起こっていて、無視されて、取り上げられないのです。そこを、今回施行されたパワハラ防止法はちょっと頑張ったのです。厚労省ではちゃんと指針を定めて、これはネットでも取れるわけです。そこでは、バラハラの具体的な例も取り上げています。ですから、コラムでこの実態調査報告を出すよりも、その厚労省が新たに定めたバラハラの例を取り上げる方が有効ではないかと思っています。バラハラ自体を皆さんはおそらく分かっていない、どれがバラハラか分かっていないと思います。折角、厚労省が指針を設けているので、不十分だけど、ある程度具体的に書いているので、多くの人に役に立つのではない

	<p>かと思えます。</p> <p>次の「私たちが本当に考えるべきもの」という項で、これも細かいことを言って申し訳ないですが、3行目に「立法拘束や平等原則の適用に留意するよう」と書いてますけれども、平等原則の適用というのは分かるのですが、立法拘束ってあまり普通は使わない言葉です。ちょっと再検討頂けないでしょうか。その趣旨は、平等原則の適用に留意したら良いのか、あるいは日本国憲法でこういう差別をしてはいけないと差別禁止をしていることを立法拘束しているという趣旨なのかなと思ったりもするのですが。それをあえて書くのが良いのかどうか、ちょっと分かり難いです。</p> <p>次に用語の解説のところの「3R活動」ですが、この程度で良いのかもかもしれませんが、「ゴミの焼却や埋め立て処分による環境への悪い影響」の考え方ですが、不法投棄、不法に輸出する問題、おそらく特にプラゴミなんかはそうですが、そういうものが海外輸出されて、海外でそれをばらまいているという問題。プラゴミによる海洋汚染の問題が、3R活動の背景にあります。他方でこれが広がった一つの要因は、海洋汚染とか、もう少し地球的規模の問題で考えると、焼却とか埋め立て処分という地域の行政が賄えないということがあって、不法投棄あるいは海外輸出という大きな問題を含めることが、こういう循環型社会の形成が必要とされていることではないかと思えます。</p> <p>それから、「性的少数者（LGBT）」の用語説明ですが、Qまではいいのかなと思いつつも、ちょっと凄いなと。で、数日前にアメリカ最高裁の判決があって、このLGBTの差別を禁止するという、非常に画期的な判決を出したのですね。ですからこういう問題は世界的な問題として取り上げることは望ましいと思えますし、Qも確かに色んな解説にも出ています。だからそれは宜しいのですが、もう一つの表現がありましたね、SOGIという表現。素晴らしい表現だけでも、これは取り上げるのなら、コラムか何かにして頂いたら良いのかなという気がします。私もSOGIは初めてなのですが、この分野では多く知られているとは思いますが。しかし他方で一般的かと言われると、やっぱりLGBTの方が理解されているということなので、コラムにするとか、ちょっと異なる扱いの方が良いのかなと思えます。</p> <p>それから、「橋本市女性電話相談」というのがありますが、出来ればいつから始めたのかを書いて頂ければと思います。その次の「ファシリテーター」のところの学習進行者という表現ですが、これは確かにあるとは思いますが、どちらかという会の進行役というのが一般的な扱いだと思います。ここでは子どもの問題の解決に関して有力な担い手として取り上げているのかもしれませんが、一般的な用語の使い方は違うのかなと思えます。まだ他にも意見はありますが、私からはこれくらいにしておきます。</p>
会長	<p>ということでした。他の方々はどうですか。</p>
委員	<p>先ほど委員がSOGIの話を言われていたのですが、橋本市が作っている男女共同参画のリーフレットがあって、これは全戸配布されたと聞いていますが、ここにSOGIについての説明がうまく書かれていたので、これを基本方針にも載せてもらったら良いのになと思って、私が事務局にお願いしたのです。</p>

<p>会長</p>	<p>しかし、非常に丁寧にこの資料を作ってくれていますね。和歌山県を含めて他の市町村にも、これだけ書かれているものはありませんよ。今こうして委員から、あちこちの記載を取り上げてくれたので、改めてこれを見直すことが出来たのですが、非常に良く書けていると思います。だからその上に更に良いものという意味で、おっしゃってくれたものと受け止めています。</p> <p>先ほどの分野別の人権の項の前にある「その他の新しい人権」については、後ろにある「その他、今後取り組むべき人権課題」の分野は、いわゆる加害者、被害者の当事者のどちらかがはっきり分かっているものです。例えば女性の人権という時は、被害を受けるのは女性だけということになるが、そうではなくどちらも加害者にもなるし、また被害者にもなる。そういうどちらも差別を受ける側になるのではないかというようなものが、「公権力と人権」とか、あるいは「環境と人権」「情報と人権」という形で、この3つをここに抜き出してあったのです。今回それにプラスして、「その他の新しい人権」と書いてくださっています。その新しいという言葉が問題だということですが、全体としての言葉を変えたとしても、片方だけが被害者になるものではない、その他の部分の人権が他にないのかなということから、知的財産権とか、自己決定権とか、知る権利とかというものを書いてくれたのだらうと思います。非常にきめ細かくやって頂いているけれども、言葉からすると、ちょっと内容が分かりずらいかなということだと思います。当初の基本方針の策定時には、公権力と環境と情報というのは、その取り扱いをどうしようか悩んだのです。ここだけをどこかに置くかどうかということ。最終的には、そこに気が付いただけでも良かったなということで、自分たちを褒めようという話で終わったのです。だからこの部分はそういうことで、分野別の人権の後の「その他、今後取り組むべき人権課題」との違いは、そんな形しか考えていなかったのです。だからよくここまで書いてくれたという感じはします。その他、細かい点での問題は色々あるとは思いますが、残された時間でお聞きします。この際どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほどの分野別の人権の中の(7)感染症及び難病等患者の人権のところと、用語の解説の新型コロナウイルス感染症のところですが、上手に書いておられているのですが、実はまだよく分かりませんよね。その書き方も非常に難しいと思います。先日も大阪府の専門家会議で全く従来とは違う話が出てきていますね。それに対して大阪府知事が「もう」という顔で意見を聞いていましたね。今までやって来たことが違っていったのかというような話になっています。だからまだこれから、もうちょっと状況が変わってくる可能性もあるし、あるいは第2波、第3波が大きかったら次の新たな問題に移って、差別問題の扱われ方が変わってくる可能性もあるかもしれないというのが気になります。どこかを変えて欲しいということではなくて、今後まだまだ新しい施策が考えられるという表現が、コラムでも何でもいいので、そういう説明があった方が良いのかなと思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>確かにそうですね。今まだ進行中のことなので、誰がどうなるというのは分からない、新たなものが出て来るかもしれない。ただ何も書かずに終わってしまうのもどうか。しかし今の段階で書こうとすると、後々また古いものになってしまう。これがジレンマで辛いところだと思います。何でも書いていこうというのと、書き過</p>

	<p>ざたり書き足らなかつたりというのが出て来るかもしれないので、ここで切る時には今のご意見のように進行的にしておいて、ということになりますね。</p> <p>他にございませんか。</p>
委員	<p>小さなことですが、用語の解説のソーシャルディスタンスの関係なのですが、世間で一般的に使われているソーシャルディスタンスと、今コロナの関係で使われ出したソーシャルディスタンスという言葉では、少し違いがあります。物理的な意味で現在使われ出していますが、実は人的な距離がソーシャルディスタンスということなので、それを物理的な距離を指してソーシャルディスタンスだと、そう書き切ってしまうのかということが気になりました。マスクとソーシャルディスタンスは同時には必要がないのに、両方とも同時に必要と誤解されて、それが一般的な常識になってしまっているのです。この点は、先ほどの委員の意見と似たような話で、今、文字として書き残してしまうと、後でどうなるのかなと思いました。それと、これは私個人の感覚かもしれませんが、国の10万円の定額給付金の交付が世帯単位でされたということに対して、何も問題のない幸せな家庭だけを政府は見ている、支援がいち早く必要な大変なお家があるのに、みたいな問題も色々ありますよね。新聞にも出ていましたけれども、本当に困っている人にどれだけ配慮しているのかなというような声も、今はどんどん上がって来ています。その辺は全然触れなくても良いのかなって思います。コロナの問題に触れるのであれば、そういうことも問題点として水面下であるというのも意見として入れたらどうかと、個人的には思いました。</p>
会長	<p>はい、そういうご意見でした。他にございませんか。</p>
委員	<p>ちょっと違っているかも知れませんが、ソーシャルディスタンスの確保については、良いと思っています。この生活様式をどうとらえるのかというのはすごく難しいです。昨日たまたまテレビ番組で見ましたが、飛沫感染というのはすごいですよね。だからソーシャルディスタンスだけではもちろん防げない、あるいはマスクも十分ではない。手洗いもすごく大変ですよね。こういう手洗いの励行、マスクの装着、ソーシャルディスタンスを並べるのも良いのですが、本当にこれで良いのかというと、これもまだ確定的な意見ではないと思います。新しい生活様式も、すごく丁寧に書かないと、この三拍子で良いのか、3密ということも関わってきます。取り上げてくれたのはいいなと思いつつ、書き出すと大変だなと。まあどうしようかと思って言わなかったのですが、気になる点の1つです。あとは、今の定額給付金の問題ですね。これは確かに大きな問題です。しかし特別給付の問題なども、取り上げると切りがないです。だからこの短期間でよく取り上げてくれたなということで、私はこれくらいでいいのではないかなという感想です。</p>
会長	<p>有難うございました。今一番思うのは、我々がこれから作り上げるこの人権の基本方針が、橋本市民がみな見てくれるということが一番のポイントだと思います。今の基本方針を市の職員でも見ていないという人もいたりして、今の審議委員の皆さんが一生懸命に言って下さるような話の、せめて100分の1でもいいので、内容を見て頂けたらというのが一番です。だから色々な意見を出してもらうためのたたき台くらいでもいいのではないかなと思いつつ、ご意見を聞かせて頂いています。</p>

	<p>この資料は、あちこちの市町村や都道府県のものを見せてもらう中でも、非常に良く書かれていると思います。しっかり書いてくれているからこそ、色々な意見が出て来るのだと、むしろそう思います。一般的な書きぶりであれば、どこのものでも一緒だから、逆にそんなに意見も出ないと思います。そういう意味では、直接でも事務局へ連絡して頂いて、もし気が付いた点が他にあればご指摘頂きたい。事務局の方も、もし直せる範囲であれば、今のお話も参考にしながら修正して欲しいと思います。</p> <p>そういうことで、ここまで進めてきましたが、今後についてはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>有難うございます。皆さんの貴重なご意見は、出来る限り事務局の方でも修正して、次回にまた見て頂けるようにしていきたいと思います。</p> <p>3. その他</p> <p>次第のその他ですが、出来ましたら次回の会議でご審議の方を最終とさせて頂き、答申へと進めたいと思っています。次回の審議会の日程ですが、7月27日(月)の14時から、市民会館1階ギャラリーで開催させて頂きたいと思います。その際には最終案を提示させて頂くようにします。</p>
会長	<p>そういうことで、審議委員の皆様方よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>有難うございました。それではこれを持ちまして、令和2年度第2回の橋本市人権尊重の社会づくり審議会を終了させて頂きます。有難うございました。</p>